

令和7年5月

第5回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年5月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

2番	飯泉 厚彦	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
8番	関口 和美	9番	岡田 実
10番	雨貝 洋子	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

1番	關 元章	3番	横田 晋吾
7番	中島 信夫		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	主 査	大野 敏寿
農業行政課	主 任	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

	議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可について
	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 6 号	現況証明の発行可否について
	議案第 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積促進計画（案）に対する意見について
	議案第 8 号	令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	農地法第 4 条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 5 号	農地法第18条第 6 項の規定による通知について
	報告第 6 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について
	報告第 7 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん結果について
	報告第 8 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 7 年第 5 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、御苦勞様でございます。

また、令和 7 年第 5 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方の中でも大半の方は、水稻作業を終了され、一段落された頃なのではないかと思っています。

また、大きく水稻経営をされている方は繁忙期であるにもかかわらず、時間を割いてい

ただきまして誠にありがとうございます。

本日は本当に御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第5回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席1番の關委員、議席3番の横田委員、議席7番の中島委員より欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

本日の出席委員数は20名で、定足数に達していることから、令和7年第5回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず日程第1、議事録署名委員の選任を行います。

つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席2番飯泉厚彦委員、議席4番飯島秀幸委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思います。提出番号13番については、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番と関連する一体の申請

であることから、議案第1号の審議から提出番号13番を除いて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から3番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る5月7日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号4番については、申請者は水稻と芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野

菜を作付けする予定です。

提出番号 6 番から 9 番については、同一申請人のため、一括して御説明いたします。

申請者は野菜と稲の苗を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 10 番については、申請者は水稻と芝を作付けしている農家で、申請地には水稻と芝を作付けする予定です。

提出番号 11 番については、農業開始のため申請するもので、申請地には芝と野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 4 番から 11 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る 5 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 12 番については、申請者は水稻・麦を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、申請者は水稻の苗・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、申請者は水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、申請者は水稻・麦・大豆を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 19 番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 20 番については、農業を開始するため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 12 番、14 番から 20 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る５月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 21 番については、申請者はイチゴを作付けしている農家で、申請地にはイチゴの苗を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 21 番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。

今年の４月に施行されました短期在留資格を持つ外国人の方の農地取得が厳格化されたかと思うのですが、農地法第３条の議案に、時折、海外の方の農地取得の申請が提出されているかと思います。申請の方法につきまして変わったことがありましたら、教えていただければと思います。

議長（飯野 和男）

事務局より説明をお願いします。

事務局（大野主査）

事務局より、お答えいたします。

先ほど對崎委員から御指摘がありましてとおり、令和７年の４月１日、農地法が改正されました。農地法３条の許可申請日、在留期間及び在留期間満了の日の記載が必要となりました。これに伴い、農水省で定める農地法関係事務に係る処理基準についても改定され、農地法第３条の許可申請書の様式が、在留期間及び在留期間満了の日を記入するよう更新されてございます。

また、「農地法関係事務に係る処理基準について」においては、権利取得後、在留期間が満了し、かつ、更新等の見込みのないと認められる者等の権利取得、こちらは、農地法第３条の許可をすることができない旨が明記されております。

なお、事務局といたしましては、ホームページにアップロードしている様式の変更を速

やかに行う予定でございます。

以上でございます。

對崎徳男委員

つくば市の農業は、海外の方の労働力に頼っているというところがあると思いますので、そちらを踏まえた上でも、私たちもいろいろ支援していきたいなと思いました。

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

質問、ほかにありますか。よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号の提出番号1番から12番、14番から21番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から12番、14番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から12番、14番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から12番、14番から21番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思います。提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番と関連する一体の事業である

ことから、議案第2号については、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題とすることといたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、石田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石田真也委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で太陽光発電事業と農業を営む個人です。営農型太陽光発電施設として許可を得ましたが、転用期間満了に伴い申請するもので、許可日から10年間の一時転用です。

下部の農地については、市内で農業を営む認定農業法人がハウレンソウと小松菜を輪作する計画となっており、296Wパネル336枚を申請地に対して設置済みです。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する区画全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

大野委員、どうぞ。

大野博司委員

ちょっと聞きたいのですが、ただいま報告のあった太陽光発電事業営農型、これ下部の部分ですか、それとも下部の支柱の部分ですか。議案書記載の面積は、支柱ですか。これ、ちょっと面積が少ないもので、どういう内容ですかと思って聞きたかったのです。

以上です。

議長（飯野 和男）

事務局のほうでお願いします。

事務局（大野主査）

それでは、お答えします。

基本的には、支柱の部分に当たりまして、支柱の本数は64本です。それから引込柱、全体からの引込柱が２本ございまして、転用の面積が0.305㎡ということになります。

議長（飯野 和男）

分かりました。

大野博司委員

はい。

議長（飯野 和男）

そのほかに何か御質問等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にはないので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第３号 農地法第４条の規定に

よる許可については、許可することに決定いたします。

議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第２号 農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、議案第２号 農地法第４条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号１番を議題とします。

なお、議案第４号、提出番号２番については、議案第５号 農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号１８番と関連する一体の申請であることから、議案第４号の審議から提出番号２番を除いて、議題とすることによってよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号２番を除いて議題とします。

それでは、事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第４号、議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、飯泉委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る５月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第２号の提出番号１番と議案第４号の提出番号１番は、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第２号の提出番号１番、議案第４号の提出番号１番については、令和５年に営農型太陽光発電施設として許可を受けましたが、下部の農地における栽培作物を牧草から大豆、里芋、ショウガの輪作へと変更するため、農地法第４条の許可後の事業計画変更及び農地法第５条の許可後の事業計画変更がそれぞれ、営農型太陽光発電に係る制度上の取扱いに関するガイドラインに基づき、申請されたものです。

以上のことから、議案第２号の提出番号１番と議案第４号の提出番号１番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 2 号の提出番号 1 番、議案第 4 号の説明及び報告が終わりました。

議案第 2 号の提出番号 1 番及び議案第 4 号について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 2 号の提出番号 1 番及び議案第 4 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 号の提出番号 1 番及び議案第 4 号については、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号 1 番及び議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 13 番、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号 2 番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第 5 号、議案第 1 号及び議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番、2番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得及び借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、590Wパネルを180枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、隣接地に自己用住宅を建設する予定の個人です。居住後の住環境を鑑み、ごみ集積所が必要になったことから、申請地を借り受け、ごみ集積所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とし、碎石敷きの上、回収ボックスを1基設置する計画です。資金は借入金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番について、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で住宅リフォーム・排水整備業を営む個人です。既存の資材置場が手狭であり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、運搬トラック用の通路を確保し、碎石、赤土、排水管、木材を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、社家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来の子育てのことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の近くで、つくば市発注の公共工事を受注したことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたもので、許可日から令和7年8月31日までの一時転用されたものですが、許可を得ることなく使用してしまっていることから、顛末書が添付されております。

許可後の利用方法は、全面鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とし、碎石、残土、現場事務所等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号3番から11番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当いたしますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る5月7日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号12番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、申請地の近くで茨城県発注の公共工事を受注したことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用するため申請されたものです。許可日から令和7年11月20日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設の現場事務所2基、仮設の物置1基、水道工事用の管資材、建設重機等を置く計画です。資金については自己資金で賄う予定で、一時転用期間終了後は、農地として保全管理をする計画です。

以上のことから、提出番号12番については、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号13番と議案第5号の提出番号13番については、営農型太陽光発電施設に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号13番については、区分地上権を設定するため農地法第3条の申請を、議案第5号の提出番号13番については、発電設備の支柱部分に対する農地法第5条の一時転用の申請をするものですが、営農計画を見直したいとの申し出があったことから、継続審議といたしました。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外で借家に住んでおりますが、手狭なため父より申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号13番と議案第5号の提出番号13番については継続審議、提出番号14番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る５月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、県外に単身赴任中ですが、家族との同居を考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第４号の提出番号２番と、議案第５号の提出番号18番については、一体の事業であることから、一括して説明いたします。

議案第４号の提出番号２番については、令和５年３月14日付けで、つくば農委指令第13号をもって、建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第５号の提出番号18番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、車両台数の根拠等、事業の必要性が確認できないことから、詳細な資料の提出を求めるべく、継続審議といたしました。

提出番号20番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人です。今般、入居希望者の増加により、施設が不足していることから、申請地を取得し、新たなグループホームを建築すべく、社会福祉施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造２階建ての施設１棟を建築し、レクリエーションスペースを設け、普通自動車７台分の駐車スペースを確保する計画で、施設の入居者数は、常時６名、短期１名を予定しております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第４号の提出番号２番については、承認しても差し支えないと思われます。

また、議案第５号の提出番号19番については継続審議。15番から18番、20番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第２種農地及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号13番及び議案第4号の提出番号2番並びに議案第5号の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号13番及び議案第5号の提出番号13番、19番は、継続審議との報告がありました。継続審議分を先に審議いたします。

議案第1号の提出番号13番及び議案第5号の提出番号13番、19番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、議案第1号の提出番号13番及び議案第5号の提出番号13番、19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号13番及び議案第5号の提出番号13番、19番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番及び議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号13番、19番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第4号の提出番号2番、議案第5号の提出番号1番から12番、14番から18番、20番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第4号の提出番号2番、議案第5号の提出番号1番から12番、14番から18番、20番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号2番、議案第5号の提出番号1番から12番、14番から18番、20番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号2番は承認し、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から12番、14番から18番、20番については、許可することに決定いたします。

議案第6号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る5月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。
以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。
続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

報告いたします。
去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。
提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況とな

っております。

以上のことから、提出番号2番、3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る5月7日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る5月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、20年以上前から資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番、6番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る5月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番については、20年以上前から駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号7番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第6号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書17ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より、令和7年4月18日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号91番までのとおりとなり、豊里地区63件、谷田部地区3件、荃崎地区5件、大穂地区7件、筑波地区10件、桜地区3件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第7号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積促進計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第8号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で協議しておりますので、大野委員長より報告をお願いいたします。

大野博司委員

議案第8号は、令和6年度農業委員会の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表について、令和6年度農業委員会の最適化の推進の状況その他の実施状況について協議するため、本日、総会前に農業政策専門委員会を開催し、原案を決定いたしました。

農業委員会は、毎年、最適化活動の目標を設定し、活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検・評価し、その結果を公表すると共に、茨城県知事及び茨城県農業会議に報告することになっておりますので、今回、議案として提出するものです。

点検結果では、目標に対し、活動日数が下回る人数が多かったため、活動日数を月10日の目標と設定しておりますので、目標達成に向け、積極的な活動をいたします。

詳細については、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（荏谷係長）

議案書108ページから110ページになります。

108ページの左側から、1 農業委員会の状況、右側の2 最適化活動の実施状況、以降、110ページの左側まで続きまして、右側が3 事務の実施状況で、それぞれ構成されております。

まず1枚目の108ページ左側には、農業委員会の現在の体制及び農家、農地の概要が記載されております。

右側に移り、2 最適化活動の実施状況の1 最適化活動の成果目標は、(1)、(2)、(3)があり、それぞれの項目で、①が現状及び課題、②が目標値、③が実績値となっております。項目の①、②は、令和6年度に目標設定をしております地域が記載されており、③は、令和6年度の実績が記載されております。

109ページ右側中段、2 最適化活動目標は、(1)、(2)、(3)があり、①が目標に設定したもの、②が令和6年度の実績となっております。

次に、110ページの左側、(3)新規参入相談会への参加の項目ですが、②、実績で、参加者が1名。これは石田委員が普及センター主催の遊休農地に関する研修会の講師を務められましたので、実績で記載しております。

点検結果としまして、目標に対し、期待どおりの結果が得られたのは2人。こちらは活動目標である月10日を毎月必ず活動していただいた2名の委員さんがいらっしゃるということです。目標に対して、やや下回る結果は72人となっており、この72人は、令和6年度が改選の時期でしたので、新旧の農業委員、推進委員の人数が入っております。

先ほど大野委員長からもありましたが、目標達成に向けて、積極的な活動をお願いいたします。

活動にかかる所要時間は関係ありませんので、5分でも10分でも、1日＝1回とカウントしますので、1シートを活動記録簿へ記入していただきたいと思います。毎月の提出も併せてお願いいたします。

最後に、右側の3 支部の実施状況ですが、農業委員会の活動、総会等の開催状況、許可件数の状況が記載されておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ただいま大野委員長及び事務局より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第8号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第8号についてですが、内容は、議案書111ページから139ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第8号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第8号について終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議長（飯野 和男）

続きまして、今鹿島地内で実施しております農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

ありがとうございます。遊休農地対策専門委員会から農地再生チャレンジ事業について報告させていただきます。

先週、5月8日には、谷田部地区の農業委員、推進委員の皆様に御協力いただきまして、芽かきをさせていただきました。御協力、誠にありがとうございました。

今年度も、6月21日土曜日、午前8時30分から11時頃の予定で収穫祭を開催します。雨天の場合は22日に順延となります。

こちら毎年、お昼またぎぐらいになってしまうので、お昼を用意しているのですが、今年は圃場の面積が小さいのと、若干生育が悪いというところもありまして、収穫が早く済んでしまうのではないかとということで、今のところ、お昼はなしの予定で組んでおります。こちらは、お昼あったほうがいいのかという御意見頂きましたが、次の総会でも間に合いますので、昼食について検討願います。

また、定員60名を今、予定しておりまして、ホームページで明日、明後日18日まで募集しているところなのですが、本日の正午時点で60名埋まっております。

ただ、募集期間が5月18日までですので、定員がオーバーした場合は、昨年同様、抽選

とさせていただきたいと思っております。

5月20日、次の作業が除草剤散布になるのですが、茎崎の委員の皆様に御協力いただきまして、背負いで畝の間をザクサという除草剤で処理していきたいと考えております。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

専門委員会からの報告も終わりましたので、これもちまして、令和7年第5回総会を閉会いたします。

【午後2時37分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員